

樞密院會議筆記

昭和十七年十月七日

陸軍省官制中改正ノ件
陸軍兵器行政本部令

国立公文書館

利用上の注意

樞密院會議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-10

樞 D 891

小泉厚生大臣 八番

岩村司法大臣 九番

嶋田海軍大臣 十番

寺島遞信大臣 十一番

八田鐵道大臣 十四番

湯澤內務大臣 十五番

顧問官

有馬顧問官 十九番

窪田顧問官 二十番

清水顧問官 廿一番

南(丸)顧問官 廿二番

奈良顧問官 廿三番

松井顧問官 廿四番

菅原顧問官 廿五番

松浦顧問官 廿六番

潮顧問官 廿七番

林顧問官 廿八番

深井顧問官 廿九番

二上顧問官 三十番

真野顧問官 卅一番

大島顧問官 卅二番

小幡顧問官 卅三番

竹越顧問官 卅四番

三土顧問官 卅五番

伊澤顧問官 卅六番

池田顧問官 卅七番

南郎次顧問官 卅八番

泉二顧問官 卅九番

闕席員

親王

大臣

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

賀屋大藏大臣 十二番

岸 商工大臣 十三番

谷 外務大臣 十六番

顧問官

石井顧問官 十八番

委員

森山法制局長官

佐藤法制局參事官

佐藤陸軍省軍務局長

報告員

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長(原) 之ヨリ會議ヲ開ク

陸軍省官制中改正ノ件

陸軍兵器行政本部令

右二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ開

キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員(坂) 謹デ此ノ二件ヲ審査シタルニ陸

軍ノ地上兵器ニ關スル軍政事務ハ從來陸軍

省兵器局、陸軍兵器廠及陸軍技術本部ニ於テ

之ヲ掌理シタルが其ノ事務分掌複雑多岐ニ

互リ且彼此重複セルモノ尠カラザルノミナ

ラズ兵器ノ設計考察ト之が生産トノ調和ニ於テ稍々適切ヲ缺クノ嫌ナシトセズ仍テ今回政府ニ於テハ大東亞戦争ノ將來ニ稽へ如上軍政機構ノ簡素強力化ヲ圖ランガ爲本案ヲ以テ陸軍省兵器局、陸軍兵器廠及陸軍技術本部ヲ解體統合シテ陸軍兵器行政本部ヲ新設シ併セテ陸軍省内各課ノ事務分掌ノ合理化ヲ爲サントス

今本案各件ノ要旨ヲ述ブレバ左ノ如シ

第一 陸軍省官制中改正ノ件

(一) 前述ノ如ク従前陸軍省ノ内局タル兵器局ノ所掌事務ハ之ヲ新設セラルベキ陸軍兵器行政本部ニ移替セントスルニ由リ陸軍省官制ノ現行規程中ヨリ兵器局ニ關スル措辭及條項ヲ削リ同局ノ局長及局員並ニ現ニ同局ニ配置セル屬及技手各若干人ヲ減員シ(二) 整備局ノ戰備、工政兩課ヲ統合シテ戰備ノ一課ト爲シ概ネ従前ノ兩課ノ所掌事務ヲ掌ラシメ從來兵器局其ノ他ト分掌セル燃料ノ調達及燃料工業ノ指導監

督ノ事務ヲ同局燃料課ニ於テ專掌セシム
ル爲其ノ所掌事項ヲ整理シ(三)軍務局兵備
課所掌事務中人的動員ノ基本ニ關スル事
務ハ之ヲ同局軍事課ニ移ス外兵務局ノ防
衛課獸醫課整備局交通課經理局ノ監査衣
糧、建築ノ各課及醫務局醫事課ノ所掌事務
ニ少許ノ改正ヲ加ヘ(四)其ノ他法務局長及
兵務局獸醫課長ノ兼勤制ヲ廢止セントス
第二 陸軍兵器行政本部令
本件ハ陸軍兵器行政本部ノ組織權限等ヲ

定ムルモノニシテ(一)陸軍兵器行政本部ハ
兵器(航空兵器ヲ除ク)兵器材料(航空ニ關ス
ルモノヲ除ク)及自動車燃料ノ制式支給交
換、調達、整備、檢査及拂下並ニ之ニ關スル一
切ノ經理事務(自動車燃料ノ調達ニ關スル
事務ヲ除ク)其ノ他從前陸軍省兵器局ノ各
課、陸軍技術本部及陸軍兵器廠中兵器本部
ノ掌理セシ事務ヲ掌ルモノトシ(二)同本部
ニ總務、技術、造兵、補給、教育、調査、經理及醫務
ノ各部ヲ置キ其ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣

之ヲ定ムルモノトシ其ノ他研究室、勤務班
及出張所ニ關スル規定ヲ定メ(三)同本部ニ
本部長、部長、課長、勤務班長、部員等ヲ置クコ
トトシ此等ノ職員ノ職務ヲ定メ(四)陸軍技
術本部令及陸軍兵器廠令ハ之ヲ廢止スル
モノトス

按ズルニ本案ノ二件ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ陸
軍省ニ於テ陸軍ノ地上兵器ニ關スル軍政ノ
簡素強力化ヲ圖ランガ爲之ニ關スル行政機
構ヲ變改整備スルコトヲ主眼トスルモノニ

シテ別ニ支障ノ廉ナキニ由リ此ノ儘之ヲ可
決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ起
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

本日ノ會議ハ之ヲ以テ閉會ス

聖上入御

午前十時十五分開會

議長 原 素道

書記官長 江 幸雄

書記官

諸 橋 兼

高 辻 正 巳

勅令第 號

陸軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「八局」ヲ「七局」ニ改メ「兵器局」ヲ削ル

第十一條第四號中「及軍動員」ヲ「、軍動員及人的動員」ニ改ム

第十五條第五號中「一般」ヲ削ル

第十六條第九號中「都市計畫」ヲ「國土計畫及都市計畫」ニ改ム

第十七條ノ二第七號、第二十七條第六號及第三十一條第六號中「補助」

ヲ「助成」ニ改ム

第十八條中「工政課」ヲ削ル

第十九條 戰備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍需動員ノ統制ニ關スル事項

- 二 物資動員一般ニ關スル事項
- 三 生産力擴充一般ニ關スル事項
- 四 海外軍需物資（燃料ヲ除ク）ノ取得及利用ノ一般ニ關スル事項
（政策ニ關スルモノヲ除ク）
- 五 軍需工業（燃料ニ關スルモノヲ除ク）ノ指導及助成ノ統制並ニ
軍需品ノ製造等ノ監督ノ統制ニ關スル事項
- 六 軍需動員ニ要スル人員ノ需給調整及勞務ノ一般ニ關スル事項
- 七 軍需品（燃料ヲ除ク）ノ製造設備ノ計畫及其ノ實施ノ統制ニ關
スル事項
- 八 軍需品（燃料ヲ除ク）ノ原料及材料ノ調査及研究ノ統制並ニ規
格ノ統制ニ關スル事項

- 九 軍需品（燃料ヲ除ク）ノ原料及材料ノ需給調整ニ關スル事項
- 十 電力及工作機械ノ一般ニ關スル事項
- 十一 軍需工業ニ關聯アル科學技術ノ一般ニ關スル事項（陸軍兵器
行政本部及陸軍航空本部所掌ノモノヲ除ク）
- 十二 陸軍共濟組合ニ關スル事項
- 第二十條 燃料課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 燃料ノ整備ノ統制及調達ニ關スル事項
 - 二 燃料ノ調査及研究ノ統制並ニ規格ノ統制ニ關スル事項
 - 三 燃料工業ノ指導、助成及監督ニ關スル事項（監査課所掌ノモノ
ヲ除ク）
 - 四 燃料ノ製造設備ニ關スル事項（築設及管理ヲ除ク）

- 五 燃料ノ貯藏ノ統制ニ關スル事項
- 六 燃料ノ需給調整ニ關スル事項
- 七 海外燃料資源ニ關スル事項

第二十條ノ二ヲ削ル

第二十條ノ三中「器材課」ヲ「陸軍兵器行政本部」ニ、同條第七號中

「補助」ヲ「助成」ニ改メ同條ヲ第二十條ノ二トス

第二十一條 削除

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十三條ノ二ヲ削ル

第二十六條第二號中「及陸軍航空本部第三部」ヲ「陸軍兵器行政本

部經理部及陸軍航空本部經理部」ニ改ム
 第二十八條第一號中「銃砲課」ヲ「陸軍兵器行政本部」ニ、同條第八號中「補助」ヲ「助成」ニ改ム
 附表中「屬九八」ヲ「屬九二」ニ、「技手一〇」ニ改ム
 陸軍兵器行政本部ノ項ヲ左ノ如ク改ム

| | | | | |
|---------|---|-------|---|--|
| 局 | 整 | | 備 | |
| | 長 | 中少將 | 一 | |
| 交通課 | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| 航技中少佐大尉 | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| 航技中少佐大尉 | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| 航技中少佐大尉 | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| 航技中少佐大尉 | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |
| | 長 | 兵科大中佐 | 一 | |

向表備考中第三號及第八號ヲ削リ第四號乃至第七號ヲ各一號宛繰上グ

附 則

本令ハ昭和十七年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

陸軍兵器行政部勅令

第一條 陸軍兵器行政本部ニ於テハ左ニ掲グル事務ヲ掌ル

一 兵器（航空兵器ヲ除ク以下同ジ）兵器材料（航空ニ關スルモノ）
ヲ除ク以下同ジ）及自動車燃料ノ制式、支給、交換、調達、整備
検査及拂下並ニ之ニ關スル一切ノ經理事項（自動車燃料ノ調達ニ
關スル事項ヲ除ク）

二 兵器及兵器材料ノ調査、研究及審査（陸軍機甲本部所掌ノモノ
ヲ除ク）並ニ自動車燃料ノ審査ニ關スル事項

三 兵器及自動車燃料ノ貯藏設備ニ關スル事項（築設及管理ヲ除ク）

四 兵器及自動車燃料ノ指導、助成及監督ニ關スル事項

五 自動車ノ激發及改良ニ關スル事項

六 要塞兵器備付工事及指定無線所（航空ニ關スルモノヲ除ク）ノ施設、修繕等ニ關スル事項

七 陸軍技術（航空關係ノモノヲ除ク以下同ジ）及科學ノ調査及研究ニ關スル事項

八 兵器關係軍需動員ニ要スル電力、工作機械、原料及材料並ニ勞務ニ關スル事項

九 陸軍造兵廠ノ特別會計ニ係ル作業經營及陸軍造兵廠ノ設備ニ關スル事項

十 技術部將校以下（航空關係ノモノヲ除ク以下同ジ）ノ勤務及教育ニ係ル技術及兵務業務（航空關係ノモノヲ除ク以下同ジ）ニ從事スル事項

十一 軍事ニ關係アル特許及實用新案ニ關スル事項

十二 兵器ニ關スル戰時諸規則ニ關スル事項

第二條 陸軍兵器行政本部ニ總務部、技術部、造兵部、補給部、教育部、調査部、經理部及業務部ヲ置キ各部（教育部、調査部及業務部ヲ除ク）ニ所要ノ課ヲ置ク

各部ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

陸軍大臣ハ必要ニ應ジ特殊ノ研究ヲ行ハシムル爲陸軍兵器行政本部ニ研究室ヲ置クコトヲ得

第三條 前條ノ外陸軍兵器行政本部ニ切務班ヲ置キ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸軍技術研究所ノ業務ヲ掌ラシム

第四條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ陸軍兵器行政本部ノ出張所ヲ置キ其ノ業務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第五條 陸軍兵器行政本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

部長

課長

勤務班長

部員

附

准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ部員ヲ以テ充テ置ク

第六條 前條職員ノ外兵器及兵器材料ノ考案並ニ陸軍技術及科學ノ調査及研究ニ參與セシムル爲陸軍兵器行政本部ニ參與ヲ置クコトヲ得
參與ハ學識及技能卓越ナル者ノ中ヨリ陸軍大臣之ヲ委嘱ス

第七條 本部長ハ陸軍大臣ニ隸シ陸軍兵器行政本部ノ業務ヲ總理シ陸軍技術研究所、陸軍造兵廠、陸軍兵器補給廠及陸軍兵器學校ヲ管轄シ且陸軍造兵廠ノ土地建造物ノ經營ヲ掌ル

第八條 本部長ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸軍部内ニ於ケル基礎技術ノ研究ノ調整ニ任ズ

第九條 本部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ軍醫、官衛及學校ニ於ケル兵器ノ検査ヲ爲シ並ニ兵器ノ取扱及保存ニ關スル指導ヲ行ヒ其ノ成績ヲ陸軍大臣ニ報告シ所管役員ニ通報ス

二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

